

平成 25 年第 1 回牧之原市議会 2 月定例会市長提出議案について

補正予算	4 件	当初予算	7 件	規約変更	3 件	
条例制定	8 件	条例改正	5 件	その他	3 件	(合計 30 件)

議案第 1 号 平成 24 年度牧之原市一般会計補正予算（第 4 号）

＜財政課＞

平成 24 年度一般会計の 4 回目の補正予算。

国の大型補正に伴う前倒し事業分については、追加補正（第 5 号）で対応予定。

＜主な内容＞

- ・ 決算見込みによる歳入の増額と事業費の減額など
- ・ 消防業務の再編による御前崎市の起債（広域施設組合消防本部消防費に係る公債費分、消防庁舎・消防車両 2 台分）の繰上償還分を計上

現 計 予算額 18,267,642 千円

今 回 補正額 △124,335 千円

補正後予算額 18,143,307 千円

議案第 2 号 平成 24 年度牧之原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

＜国民健康保険課＞

平成 24 年度後期高齢者医療特別会計の決算見込に伴う補正予算。

＜主な内容＞

- ・ 広域連合への基盤安定負担金確定による減額

現 計 予算額 430,535 千円

今 回 補正額 △4,959 千円

補正後予算額 425,576 千円

議案第 3 号 平成 24 年度牧之原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

＜高齢者福祉課＞

平成 24 年度牧之原市介護保険特別会計の決算見込みに伴う補正予算。

＜主な内容＞

- ・ 介護保険給付費の支払いに不足が生じる見込みのため増額。

現 計 予算額 3,606,146 千円

今 回 補正額 168,556 千円

補正後予算額 3,774,702 千円

議案第 4 号 平成 2 4 年度牧之原市水道事業会計補正予算（第 1 号）

<水道課>

平成 24 年牧之原市水道事業会計の決算見込みに伴う補正予算。

<主な内容>

- ・ 資本的収入 既決予定額 201,395 千円
補正予定額 △25,015 千円
補正後予算額 176,380 千円
- ・ 資本的支出 既決予定額 440,366 千円
補正予定額 △45,693 千円
補正後予算額 403,673 千円
- ・ 人事異動に伴う不足見込みによる増（科目「職員給与費」）
現 計 予算額 72,205 千円
今 回 補正額 1,311 千円
補正後予算額 74,516 千円

議案第 5 号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について

<人事研修課>

静岡県市町総合事務組合の構成団体である西伊豆広域消防組合が解散し下田地区消防組合へ加入することとなり、本組合より脱退する。

このため、西伊豆広域消防組合を規約から削る。

議案第 6 号 駿遠学園管理組合理約の変更について

<社会福祉課>

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成 24 年 6 月 27 日公布）により、障害者自立支援法が改正されたことに伴い、規約中、同法を引用している条文等を改める。

議案第 7 号 平成 2 5 年度牧之原市一般会計予算

<財政課>

予算規模としては、168 億 8 千万円を見込む。

<主な内容>

- ・ 債務負担行為 1 件
- ・ 地方債の設定

議案第 8 号 平成 2 5 年度牧之原市国民健康保険特別会計予算

<国民健康保険課>

予算規模としては、55 億 8,330 万円を見込む。

<主な内容>

- ・ 歳入 保険税、国県補助金、基金交付金、繰入金
- ・ 歳出 医療費の保険者負担分、後期支援金、介護納付金、健診等の保険事業費

議案第 9 号 平成 25 年度牧之原市後期高齢者医療特別会計予算

＜国民健康保険課＞

予算規模としては、4 億 1,338 万 7 千円を見込む。

＜主な内容＞

- ・ 歳入 後期保険料
- ・ 歳出 県広域連合への保険料相当分の負担金

議案第 10 号 平成 25 年度牧之原市介護保険特別会計予算

＜高齢者福祉課＞

予算規模としては、35 億 6,071 万 3 千円を見込む。

＜主な内容＞

- ・ 第 5 期介護保険事業計画（平成 24 年度～25 年度）に基づき算定した事業量に基づく給付費や事業費について予算化

議案第 11 号 平成 25 年度牧之原市土地取得特別会計予算

＜管理課＞

予算規模としては、4 万 3 千円を見込む。

＜主な内容＞

- ・ 基金利子収入の基金への繰出し

議案第 12 号 平成 25 年度牧之原市農業集落排水事業特別会計予算

＜お茶振興課＞

予算規模としては、1,159 万円を見込む。

＜主な内容＞

- ・ 歳入 施設の使用料及び一般会計繰入金
- ・ 歳出 施設の管理費及び地方債元利償還金

議案第 13 号 平成 25 年度牧之原市水道事業会計予算

＜水道課＞

予算規模としては、以下を見込む。

＜主な内容＞

- ・ 収益的収入 10 億 4,329 万 9 千円
- ・ 収益的支出 10 億 1,779 万 9 千円
- ・ 資本的収入 9,216 万 2 千円
- ・ 資本的支出 3 億 3,806 万 4 千円

議案第 14 号 榛原総合病院組合規約の変更について

＜健康推進課＞

榛原総合病院組合規約第 14 条では構成市町の負担割合を 3 年ごとに見直すことと定められている。

平成 25 年度から 3 カ年の構成市町の負担割合を決めるに当たり、規約の利用率算定基準を「平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 カ年」から「平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 カ年」に改める。

議案第 15 号 牧之原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

<人事研修課>

地方自治法が一部改正され、本条例が引用する地方自治法の条項ずれが発生したため、所要の改正を行う。

議案第 16 号 牧之原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

<防災課>

「障害者自立支援法」の名称が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変更されたため、条例の該当部分について所要の改正を行う。

議案第 17 号 牧之原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

<環境課>

地域主権改革に係る第 2 次一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）において、市町村等が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者に係る資格要件を条例制定する。

この資格要件については、環境省令で定める基準を参酌して条文を追加する。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議案第 18 号 牧之原市都市公園条例の一部を改正する条例

<環境課>

地域主権改革に係る第 2 次一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）において市町が設置する都市公園の設置に関する技術的基準を条例制定する。

この中で、都市公園法第 3 条第 1 項、同法第 4 条第 1 項及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 13 条第 1 項から第 3 項までの国土交通省令で定める基準を参酌して条文に追加する。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議案第 19 号 牧之原市障害者（児）福祉施設条例の一部を改正する条例

<社会福祉課>

障害者（児）福祉施設 5 施設のうち、第 2 こづつみ作業所及びこづつみ寮の 2 施設は、指定管理者となっている社会福祉法人が事業主体となって移転整備を行い、3 月に新施設が完成される予定。これに伴い、既存施設を廃止する。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議案第 20 号 牧之原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例の制定について

<高齢者福祉課>

地域主権改革に係る第 2 次一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）により市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を条例制定する。

この中で、厚生労働省令を条例化するとともに、一部市独自基準を設ける。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議案第 21 号 牧之原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の制定について

<高齢者福祉課>

地域主権改革に係る第 2 次一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）により市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を条例制定する。

この中で、厚生労働省令を条例化するとともに、一部市独自基準を設ける。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議案第 22 号 牧之原市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

<健康推進課>

平成 24 年 5 月に国が制定した「新型インフルエンザ等対策特別措置法」は平成 25 年春に施行される。

これにより、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された場合は、市町は対策本部を設置するものとされており、本部組織に関する条例を制定する。

議案第 23 号 牧之原市が管理する市道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

<維持管理課>

地域主権改革に係る第 2 次一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）により市道の構造の技術的基準等を条例制定する。

この中で、国が定める令を参酌し、市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議案第 24 号 牧之原市準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について

<維持管理課>

地域主権改革に係る第 2 次一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）により準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準を条例制定する。

この中で、国が定める令を参酌し、準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準を定める。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議案第 25 号 牧之原市都市下水路の維持管理に関する条例の制定について

<維持管理課>

地域主権改革に係る第 2 次一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）により都市下水路の維持管理の基準を条例制定する。

この中で、国が定める令を参酌し、都市下水路の維持管理の基準を定める。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議案第 26 号 牧之原市営住宅等の整備基準に関する条例の制定について

＜都市計画課＞

地域主権改革に係る第 2 次一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）により市営住宅等の整備基準を条例制定する。

この中で、国が定める公営住宅等整備基準を参酌して市営住宅の整備に関する基準を定める。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議案第 27 号 牧之原市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

＜水道課＞

地域主権改革に係る第 2 次一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）により水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を条例制定する。

この中で、国が定める基準を参酌して資格基準を定める。

施行期日 平成 25 年 4 月 1 日

議案第 28 号 牧之原市営土地改良事業（片浜原地区）の施行について

＜お茶振興課＞

市営土地改良事業（片浜原地区）の施行に当り、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定に基づき、土地改良事業の計画の概要について、議会の議決を得る。

議案第 29 号 市道路線の廃止について

＜維持管理課＞

道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき、2 路線の市道廃止を行なう。

議案第 30 号 市道路線の認定について

＜維持管理課＞

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、6 路線の市道認定を行なう。

議会日程

2 月 2 5 日（月） 本会議 提案説明、総括質疑

3 月 5 日（火） 本会議 通告質疑－委員会付託、一部議案審議－討論－採決

7 日（木）・8 日（金） 本会議 一般質問（予備日 1 1 日（月））

1 2 日（火）・1 3 日（水）・1 4 日（木） 委員会 予算連合審査

1 5 日（金） 委員会 付託議案審査

2 2 日（金） 本会議 委員長報告－審議－討論－採決